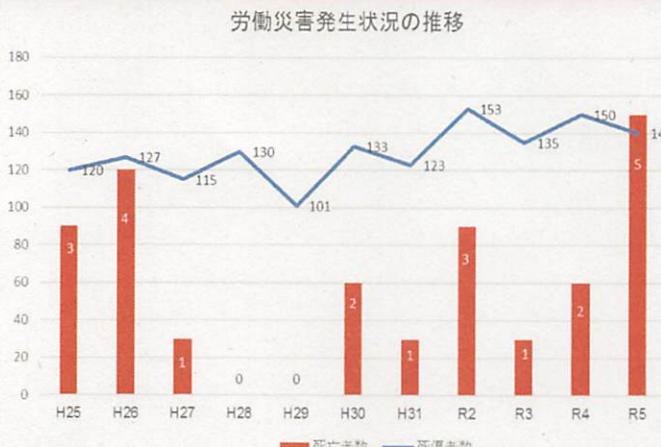


# 須賀川労働基準監督署管内の労働災害発生状況

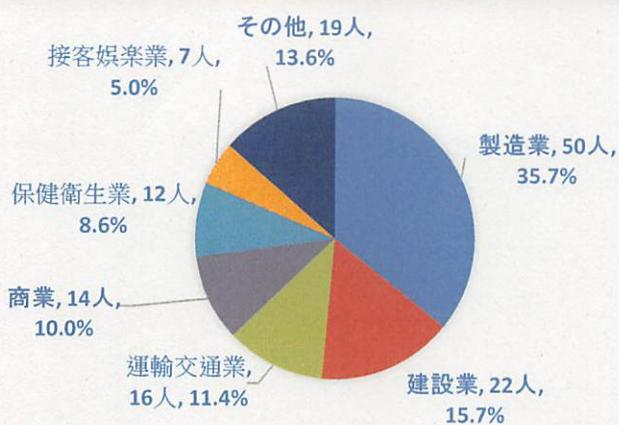
(休業4日以上の労働災害(新型コロナウイルス感染症によるものを除く))



平成30年から令和4年の5年間、「第13次労働災害防止計画」に基づき、令和4年における休業4日以上の死傷者数を平成29年に比べて5%減少させ95人以下にすることを目指し掲げ、労働災害の防止を図ってきたところですが、令和4年の死傷者数は150人と平成29年に比べて49人増加し(+49%)、過去10年間ににおいて令和2年の153人に次いで多い人数となっていました。

「第14次労働災害防止計画」の初年度となった令和5年においては、死傷者数140人と、令和4年度の死傷者数(150人)を下回ったものの、平成25年からの統計で令和2年(153件)、令和4年(150件)に次いで3番目に多い結果となりました。また死亡災害においては、平成25年からの統計で過去最高となってしまいました。

## 業種別の災害発生状況



令和5年における死傷者数は、製造業が50人(前年比+25%)、建設業が22人(前年比±0)、運輸交通業が16人(前年比-33.3%)、商業が14人(前年比-41.7%)、保健衛生業12人(前年比-14.3%)、接客娯楽業7人(前年比-12.5%)となっています。

製造業を除くほとんどの業種において令和4年と比較して死傷者数が減少しています。

## 事故の型別の災害発生状況

事故の型	H25～H29年 (%)	H30～R4年 (%)	増減率 (%)
転倒	19	22	+3
墜落・転落	17	17	0
はさまれ、巻き込まれ	14	17	+3
切れ・こすれ	11	7	-4
交通事故 (通勤を除く)	8	7	-1
動作の反動、 無理な動作	7	9	+2
その他	24	21	-3

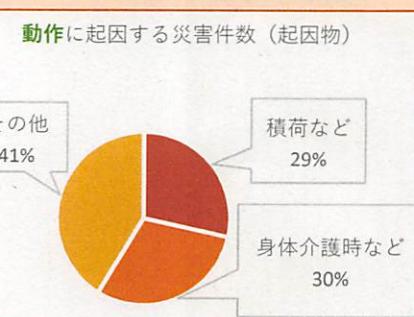
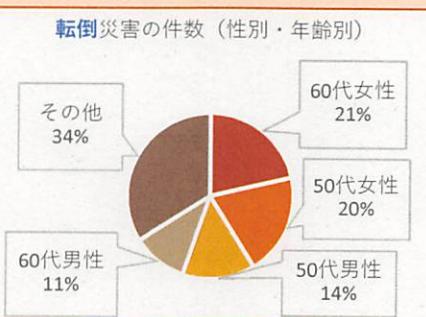
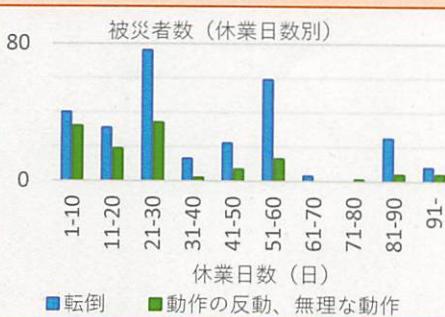
平成30年以降の5年間は、以前の5年間に比べて、機械に挟まれたり巻き込まれたりした災害のほか、労働者の作業行動に起因する以下2つの災害(行動災害)が増加しました。

- ①つまずいた、滑ったといった「転倒」災害
- ②重量物を持ち上げた際に腰を痛めた、足をくじいたといった、「動作」に起因する災害

## 50、60代は転倒に注意！重量物取扱い時や身体介護時は腰痛に注意！

- ・転倒災害及び動作に起因する災害の平均休業日数は、それぞれ41日、31日と骨折や捻挫等により休業が長期間になりやすいことが特徴です。なお、中央値はそれぞれ30日、21日です。
- ・50・60代を中心に転倒災害が発生しており、これらは全体の約7割を占めています。
- ・積荷の取扱いや身体介護の作業中に急性腰痛や捻挫が多く発生しており、これらは全体の約7割を占めています。

(平成24年以降10年間の統計)



# 令和5年は死亡災害が4件発生しています！

～高所からの転落、交通事故、機械の挟まれ・巻き込まれの防止をお願いします～

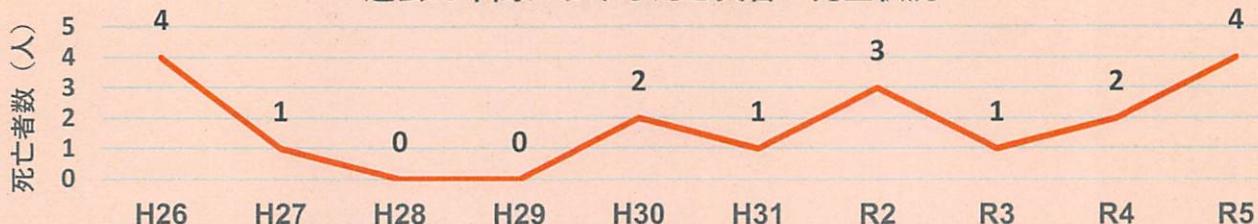
須賀川労働基準監督署管内では、令和5年に4件の死亡災害（自動車の無人暴走、かかり木の落下、交通事故、高所からの転落）が発生しています。

また、全国規模では、高所からの転落（27%）や、交通事故（20%）、機械の可動でのは挟まれ・巻き込まれ（15%）が原因で、死亡災害が多発しています。

死亡災害は決して起こしてはなりません。

高所の床の端部に墜落防止用の手すりを取り付ける、交通危険予知訓練を実施する、機械の回転部や駆動部を物理的に囲うといった、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

過去10年間における死亡災害の発生状況



死亡災害の発生状況	概要図
<p>①停車地の傾斜により無人暴走したトラックに轢かれた</p> <p>被災者は、事業場敷地内に最大積載量2.9トンの貨物自動車を停車させ、荷台で積荷の確認を行っていたところ、貨物自動車が逸走（貨物自動車が停車地の傾斜により後進）し始めたため、被災者は慌てて荷台から地上へ飛び下り、逸走した当該貨物自動車のタイヤに全身を轢かれた。</p>	<p>逸走中のトラック 逸走前のトラック 逃走方向</p>
<p>②かかり木にかかられている立木を伐倒したところ、落下したかかり木に激突された</p> <p>太陽光発電施設建設現場において、作業員3名で立木の伐木作業を行っていた。チェーンソーでの立木伐木と玉切りを担当した作業員が、Y字形の木がかかり木となっている、樹高約13.5メートルの立木を伐倒したところ、立木が倒れ始めるとともに、立木にかかっていたかかり木が落下して、立木の近くにいた被災者の後頭部に激突した。</p>	<p>立木A かかり木 被災者</p>
<p>③道路作業時に一般交通車両に轢かれた</p> <p>町道の維持管理のため、軽トラックの荷台に除草剤を載せ、移動しながら路肩に除草剤の散布を行っていた。被災者は、散布場所の30メートル後方の、見通しの悪い左カーブを曲がり終えた場所に立って交通誘導を行っていたところ、時速70キロメートル程の速度で進行してきた一般交通車両に轢かれた。</p>	<p>同僚B 被災者 追突する普通自動車</p>
<p>④墜落防止用手すりがない作業台から墜落した</p> <p>被災者は、全高3.5メートルの消防用大型特殊車両の足付け作業（塗装の下準備として行うやすり掛け作業）を行っていた。被災者は、高さ2.3メートルで、作業床の面積0.9×0.7平米の移動式高所作業台に上って、携帯式工アサンダーを用いて車両後方頂部をやすり掛けしていたところ、足を踏み外して地上（コンクリート）に墜落し、後頭部を強打した。</p>	<p></p>



福島労働局

# STOP ! 热中症

## クールワークキャンペーン

令和5年は休業4日以上の熱中症が25件発生

(福島労働局管内)

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



チューイーカン吉

労働災害防止キャラクター

●令和5年中に福島県内で発生した熱中症による労働災害は、死亡者数は0人でしたが、休業4日以上の死傷災害は25人で、令和4年と比べ11人増加しました。

●厚生労働省では、「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

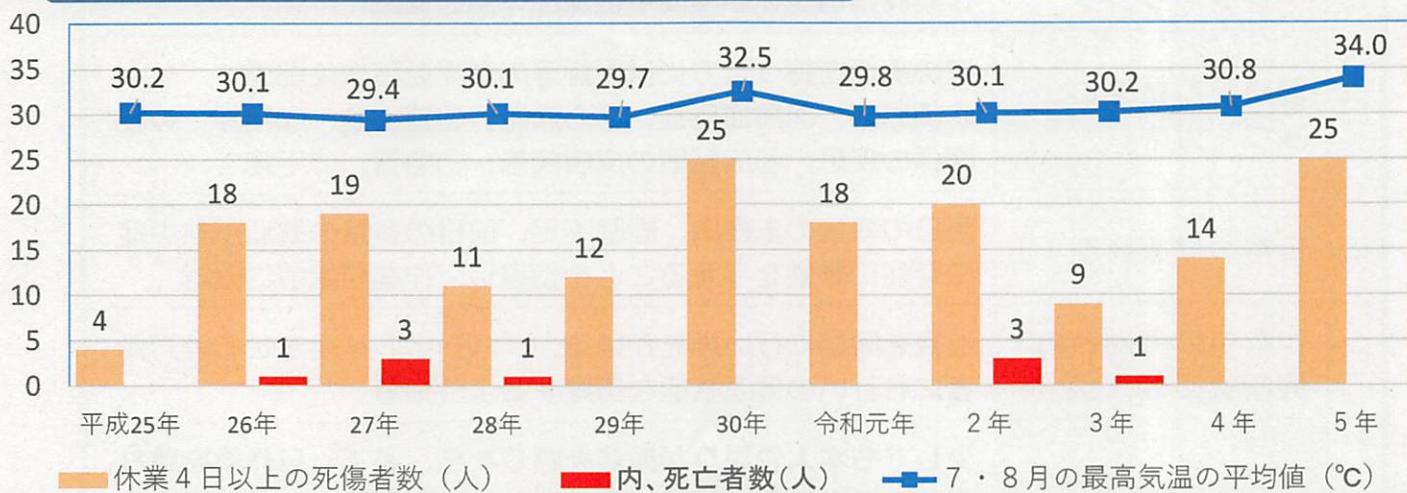
●熱中症を予防するため、

- ①初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備
  - ②暑熱順化が不足していると考えられる者の事前把握及びきめ細やかな対応の実施
  - ③WBGT値の把握及び測定結果に応じた適切な対策の実施
- などに取り組みましょう。



キャンペーン  
実施要項

### 福島県における熱中症による労働災害発生状況



### 令和5年 热中症災害発生事例の抜粋

番号	発生月	業種	被災者	発生状況
1	7月	製造業	女 40歳代	工場内で熱処理加工の作業を行っていたところ、発熱、頭痛及び吐き気の症状が現れた。
2	8月	建設業	男 50歳代	解体工事作業中にめまいの症状が現れ、木陰で休憩していたが意識を失い倒れた。
3	8月	警備業	男 60歳代	夏祭り会場周辺の警備業務中、暑さのため意識がもうろうとなつた。



福島労働局・労働基準監督署

(R 6.5)

## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風することなどにより体温を低減</u> ※一人きりにしない

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡回頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

ON

熱中症 予防スイッチ・オン

その行動、その習慣が、いのちを守る



# 自分で できる



# 7



## 7のこと

1

熱中症を正しく知ろう

1-1

(管理者編)

1-2

(作業者編)

2

応急手当と  
水道水散布法



3

暑さ指数の活用

3-1 測定

(管理者編)

3-2 確認

(作業者編)



4

暑熱順化



5

水分塩分  
同時補給



6

フレクーリング



7

健康管理



動画はQRから

動画はQRから

動画はQRから

動画はQRから



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**1**

## 熱中症を 正しく知ろう

- 体内に身体に熱がこもって、体温が上がって、熱中症になる

熱中症になる要因は、

- 「蒸し暑さ」
- 「暑さに慣れていない」
- 「水分・塩分の不足」
- 「長時間連続作業」

対策として、  
以下の②～⑦を適切に講じてください

**2**

## 応急手当と 水道水散布法

- I度(軽度)**意識ははっきりしているが、めまい・立ちくらみ等の症状  
→冷所に移動して安静にし、身体を冷やし、水分と塩分を補給(1人にしない)
- II度(中等度)**頭痛や吐き気、だるい等の症状  
→医療機関を受診(状況のよくわかる人が医療機関に同行)
- III度(重症)**意識障害、けいれん発作、高体温等の症状  
→救急車を要請  
救急車が到着するまで、作業着を脱がせ、水をかけて身体を冷却

**3**

## 暑さ指数の 活用

- 暑さ指数：総合的に蒸し暑さを表すもの

暑さ指数を活用するための4つのステップ

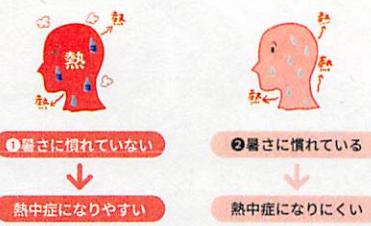
- 暑さ指数の測定
- 着用している作業着などを考慮して測定値を補正
- 危険度を確認して対策
- 作業者への周知

31~33	危険 Danger
28~31	厳重警戒 Severe Warning
25~28	警戒 Warning
21~25	注意 Caution

**4**

## 暑熱順化

- 暑熱順化：夏の暑さに身体を慣らすこと  
入職したての人、長期休暇あけの人は、要注意
  - 暑さに体が慣れても数日間職場を離れる効果は消滅
  - 運動や入浴などで汗をかいて暑熱順化することもできる

**5**

## 水分塩分 同時補給

- 水分と塩分は同時に補給  
のどが渴いたと思ったときには、すでに脱水状態が始まっていることがある

のどが渴く前に、仕事の合間に、こまめに水分を補給することが大切

**6**

## プレクーリング

- あらかじめ体温を下げておき、作業中に体温が上がるのを緩やかにする

プレクーリングの方法は以下の2つ

- 身体の外部から冷やす方法
- 内部から冷やす方法

**7**

## 健康管理

- 管理者：

現場パトロールを行い、作業員に声をかけ、健康状態を確認



- 作業者：

単独作業を避け、声をかけ合う  
こまめに水分・塩分を補給



参考リンク先

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！  
職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



(R6.4)

# 熱中症を防ごう！

暑さに慣れる▶早く汗が出る▶体温上昇STOP

予防には『暑熱順化』スイッチ  
ON○

**Q.** 身体が暑さに慣れていないと  
気温が高くない時期でも熱中症になるってホント？

知りたい方は、下記ガイド p42 参照

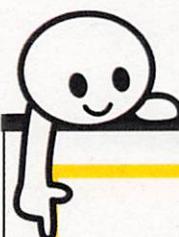
中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け

働く人の今すぐ使える 热中症ガイド



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

## 職場における熱中症予防



### 働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



厚生労働省

#### 目次

01 热中症から命を守る ..... P4	05 热中症の基礎知識 ..... P56
1. 職場で热中症になった人 2. いつもと違うと思ったら、热中症を疑え 3. 热中症の症状と重症度分類 4. 現場で作業員が倒れたときの 「命を救う行動」と「あやまつた行動」 5. 热中症「応急救手」カード（携帯用）	1. 热中症の原因と発生しやすい職場の条件 2. 暑さ指数（WBGT） 3. 高年齢や持病がある作業者への配慮 4. STOP！热中症クールワークキャンペーン 5. 多言語リーフレット 6. もっと詳しく知りたい方へ
02 危ない状況と対策 ..... P12	06 事業主、安全・衛生管理担当の方へ ..... P63
1. 建設現場（屋外）場 2. 製造現場（屋内）場 3. その他現場 場	1. 関係法令・関係指針・要綱 2. 補助金・助成金 3. 講習用スライド／スライドショー動画
03 予防法 ..... P30	07 まとめ ..... P87
1. 3つの注意点（前日／仕事前／仕事中） 2. 热中症（暑さに慣れる） 3. 休憩時間について 4. 予防対策グッズの使用	1. 热中症の見分け方と応急救手当 2. 予防には『暑熱順化』 3. 水分補給と休憩 4. 注意点
04 取組例 ..... P47	



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 熱中症を防ぐ3つの注意点

## ①前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラートの確認

## ②仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしてないか
- 熱中症警戒アラートの確認

## ③仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩



## 熱中症の見分け方と『命を救う』応急手当

いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

すぐに**119**番

作業着を脱がせ  
水をかけ全身を

**急速冷却**



## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則　　・ボイラー及び圧力容器安全規則　　・クレーン等安全規則　　・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対してても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面  
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



# 注意事項

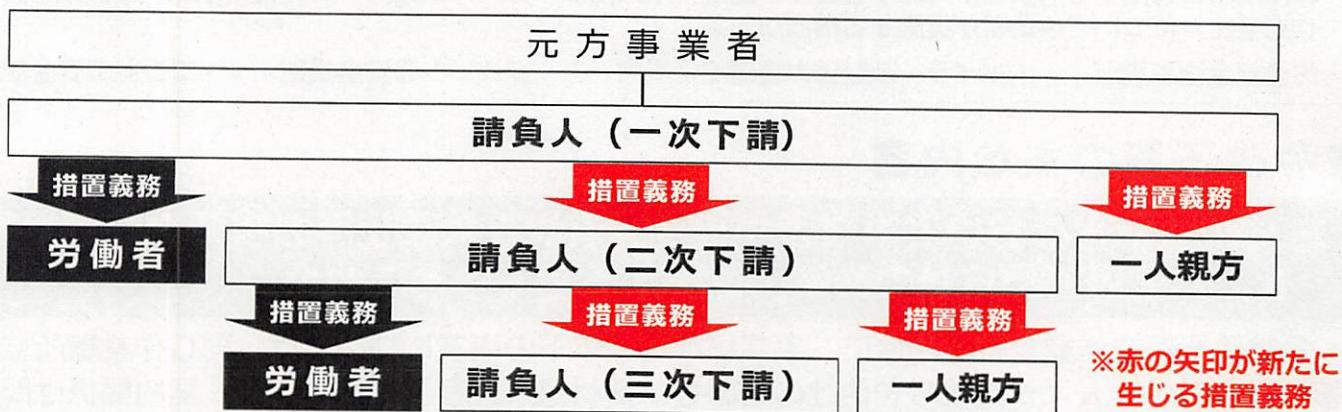
## 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

### 《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

### 《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

## 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

## 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

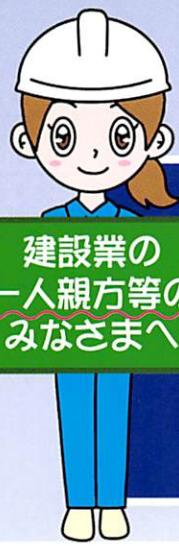
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

## 請負人等が講すべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。



# 建設現場の災害をなくしましょう！

建設業の労働災害は、一人親方等<sup>\*1</sup>の皆さんや関係者の地道ながら積極的なご努力により、増える年もありましたが、中長期的には着実に減少してきています。

とはいって、「死亡」災害でみると全産業の約3割、「死傷」災害でみると約1割強と依然として高い割合を占めているうえ、建設業では、労働者が死亡するだけではなく、一人親方の皆さんも死亡する割合も高くなっています。ちなみに、直近5年間（2019～2023）で、労災で亡くなられた建設業の労働者数は平均261人、一人親方等の数は平均87人となっています。

工事関係者による災害防止の努力は言うまでもなく、一人親方の皆さん一人一人の努力と工夫で、皆さん自身と仲間の被災を無くしましょう。

\*1 労働者を雇うことなく事業を営む者のほかに、中小事業主、役員、家族従業者を含む。



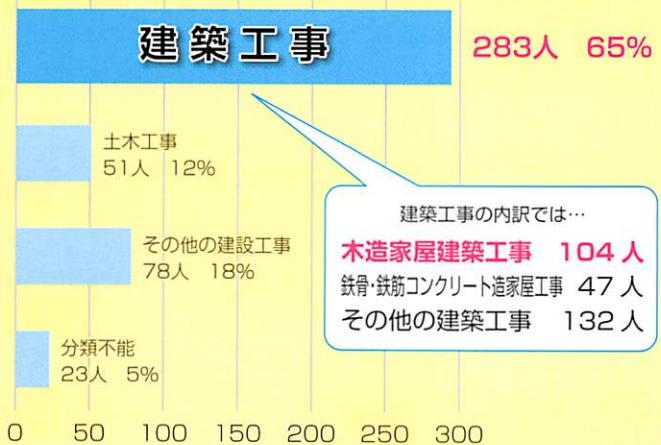
きょうもあしたも安全で健康  
これが一番だね！！



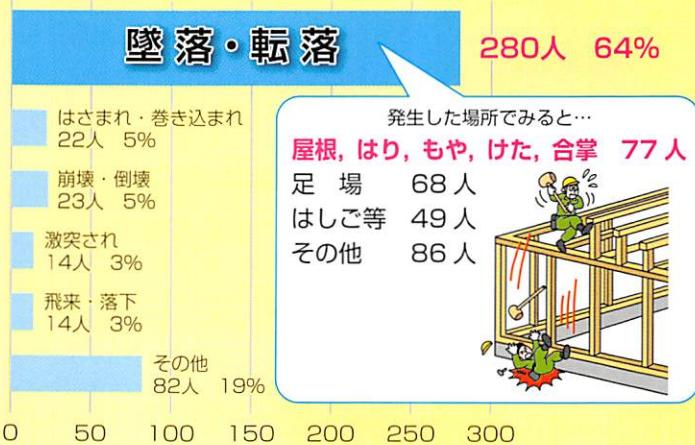
2019～2023年の5年間で435人の一人親方等が亡くなっています

## 一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生

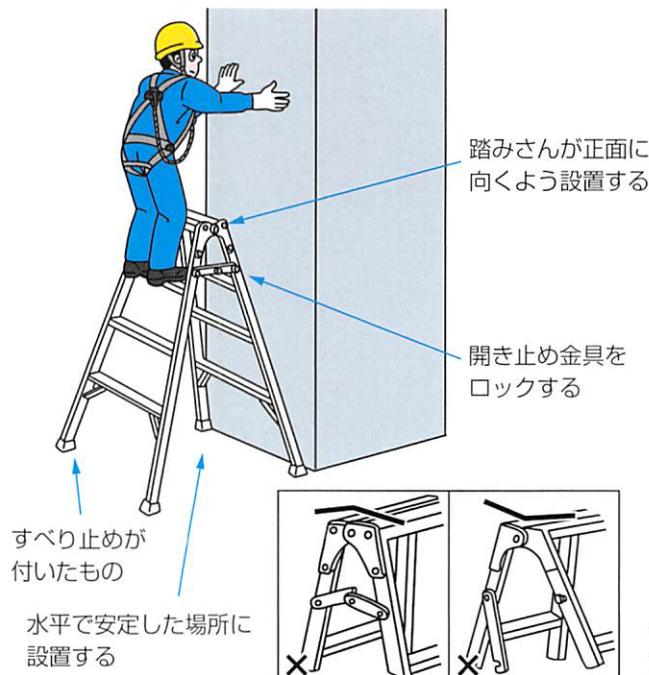


墜落・転落が6割



# 墜落・転落災害を防ぐためのポイント～ここに特に気をつけよう

## 1 脚立を使うとき



- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う

不完全な状態のままだと、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

## 2 はしごを昇降するとき



### 【移動はしご】

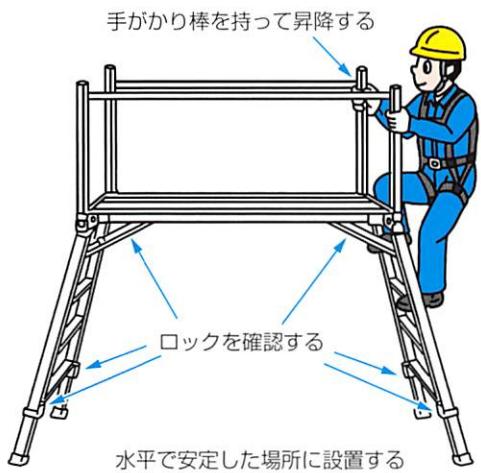
- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

### 【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
- ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする

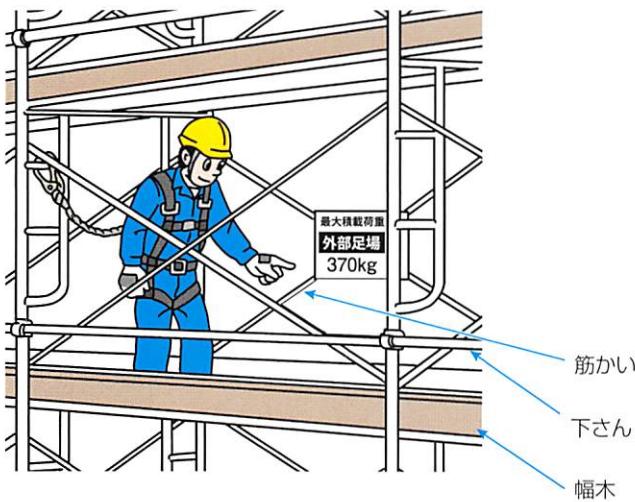
\*はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

### 3 可搬式作業台を使うとき



- ① 手がかり棒を立て起こして使用する
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ③ 水平で安定した場所に設置する
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う

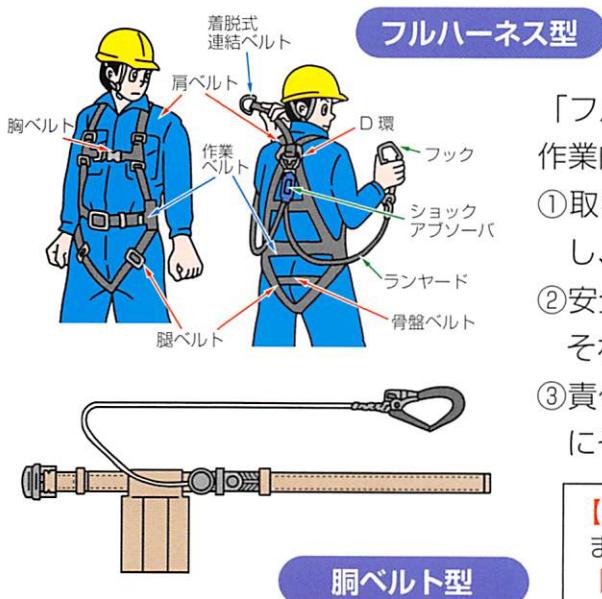
### 4 足場上で作業するとき



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は必要な作業が終つたら必ず元どおりに取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する
- ④ 狹い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落防止用器具を取り付けて作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されました。 

### 5 墜落防止用器具を使うとき



「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」を建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使う。

- ①取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ②安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落防止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③責任者を定める等して確実に点検・保守や保管し、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

**【注意】** フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落防止用器具」または「墜落防止用器具の規格」の表示があるものを使用する。  
「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

# 電動工具を使うときの注意事項



携帯用丸のこ盤作業



グラインダー作業

## 石綿健康障害予防の対策

石綿等を取り扱う作業では、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



電動ファン付き  
マスクの例



防じんマスクの例



保護衣の例

## 労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するには、特別加入団体を経由して、加入を申請します。

万が一の事故の際に確実に補償を受けられます。労災保険の特別加入を積極的に検討のうえ、ご相談は最寄りの労働局又は労働基準監督署まで

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索

または、右のQRコードからアクセス!!

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-choseki/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)



## 作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化について

2025年4月から、危険箇所等で作業を行う場合、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

### 法令改正等の主な内容

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

### ※必要な措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている労働安全衛生規則、ボイラーや圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則で作業場所に起因する危険性に対処するものについて事業者が実施する措置のこと。

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。

お問合せはメールにてお願いします。[hitorioyakata@zenkiren.com](mailto:hitorioyakata@zenkiren.com)

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階

TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032

URL <https://www.zenkiren.com/>



# 建設業の一人親方等に仕事を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。

建設業の死亡災害発生状況



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

直近5年間（2019～2023）の建設業の労働災害による死者数（年間平均）は 261 人

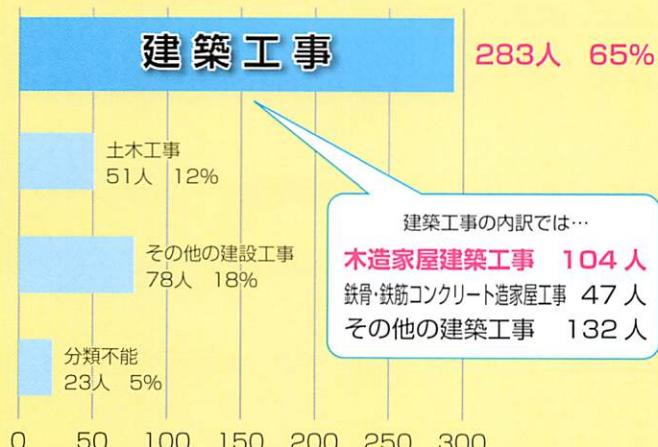
一方、一人親方等の死者数（年間平均）は 87 人  
事故の型別では  
「墜落・転落」の占める割合が  
約 64%と最も高い



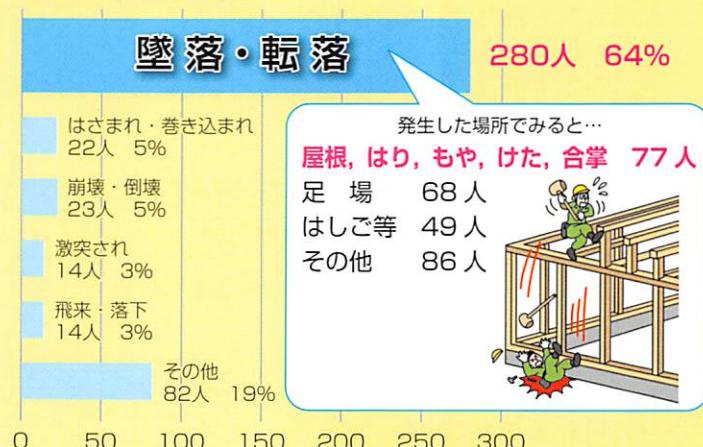
2019～2023年の5年間で435人の一人親方等が亡くなっています

## 一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生



墜落・転落が6割



## (1) 元請等の事業者が一人親方等に仕事を発注する際に遵守すべき事項

### ①一人親方等の就労状況を把握する

一人親方等に仕事を依頼し就労させる場合には、「再下請負通知書」等を提出させることにより、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握できるようにします。再下請負通知書が提出されないままだと、工事関係者に一人親方等が就労していることが伝わらず、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が一人親方等に十分に周知されないままとなり、災害が発生する原因となります。

### ②作業間の連絡と調整を怠らない

特定元請事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在して作業することによる災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整をする必要があります。特に、周辺での作業を把握していないかったために災害が発生しやすい車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業する場合の作業計画等は、一人親方等とも情報を共有するとともに、災害の危険がある場合は、作業間の連絡と調整をする必要があります。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者に同様に調整等をするよう指導します。

### ③新規入場者教育を必ず実施し、独り作業等を管理する

一人親方等は独りで作業することがほとんどであり、その分、不安全行動を他から注意される機会が稀になります。また、一人親方等は途中から現場に入退場することから、途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記（3）参照）は必ず受講させ、現場のルールをよく理解させましょう。また、一人親方等は、スポット作業となることも多く、工事関係者に報告することなく、勝手に作業した結果災害が発生してしまった事例もあります。一人親方等の作業を常に把握し不安全な状態で作業していないか確認しましょう。

## (2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

### ①KY活動と始業前点検を徹底させましょう

KYは安全の要です。しかし、一人親方等のKYは「一人KY」とならざるを得ません。「自問自答カード」を作成、使用して必ず「声だし」による「一人KY」を実施させましょう。

### ②資格の保有状況を確認してから作業させる

免許や技能講習、特別教育が必要な作業の場合には、事前に必ず必要な資格を確認し、保有してなければ取得してから作業させるようにします。

### ③作業を変更する時には、元請、協力会社への報告を徹底させる

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更した結果、災害が発生することがあります。作業を変更する場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告させ、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにさせましょう。

## (3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

### ①所長の方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

### ②工事の概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

### ③施工を管理する体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

### ④現場の配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

### ⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

### ⑥基本的な事項

朝礼、T B M、K Y活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

### ⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

### ⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

### ⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、K Y用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

## (4) その他必要と思われる事項

### ①重点実施事項

一人親方等には以下の3点を励行させることとし、パトロールの際などに重点的に点検することとします。

- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出ること
- ・現場の安全設備を取り外したら必ず元に戻すこと
- ・ひと作業ひと片付けで作業を進めること

### ②安全運動

現場の実作業で次の運動や活動を実施させ、習慣として定着させます。

#### ・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。声掛け運動の本来の狙いは、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意することにあります。体調不良の作業員に「大丈夫か?」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

#### ・KY活動

以前は現場での朝礼を実施した後、TBM時に安全広場で行っていましたが、最近では、「現地KY」が普及しています。一人親方等は現地で「一人KY」を行うことになりますが、危険予知を重点的に行い、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するとより効果があるでしょう。

#### ・指差呼称

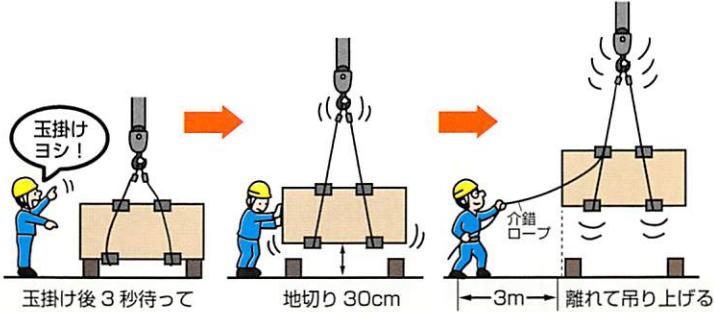
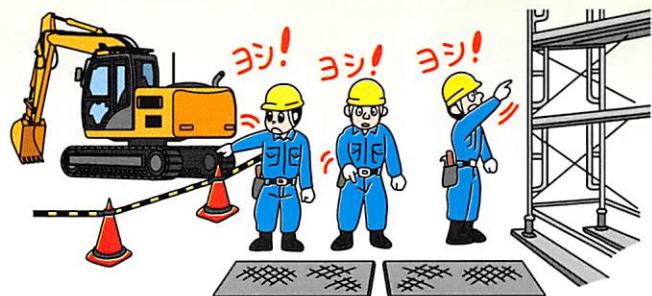
作業開始前に作業場所を指差呼称しながら点検しましょう。視線に指を添えて見て声を出して確認することで見たくない現場の不具合を発見できることができます。大きな声でなくてもよいので、「指差」して持場を点検してください。元請も指差確認しながら現場を巡回するのも「指差呼称」を定着させる確かな方法の一つです。

#### ・ヒヤリ・ハット

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からひやりとしたり、はっとしたことの有無を聞き取り、あれば元請に報告させ、原因の究明と再発防止対策を講じます。必要に応じて翌日の朝礼で紹介するなどして災害の芽を事前に摘むことができます。

#### ・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあります。それぞれの目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



## 作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化について

2025年4月から、危険箇所等で作業を行う場合、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

### 法令改正等の主な内容

- ・労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること
- ・喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- ・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- ・立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

### ※必要な措置とは

労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている労働安全衛生規則、ボイラーや圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則で作業場所に起因する危険性に対処するものについて事業者が実施する措置のこと。

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約350人※もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

※ 2019年～2023年における建設業の死亡災害発生件数の平均

## ○労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにならなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化とともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は

下記HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



**安全衛生経費についてのお問い合わせ先** 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号 03 (5253) 8111 (内線24813、24816)

**手すり先行工法等ガイドラインについて** 最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/location.html)

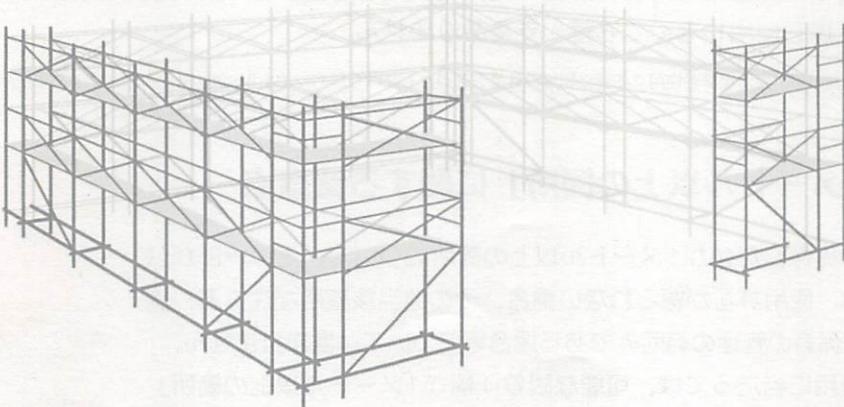


労基署 所在案内 検索

(2024.6)

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**1**

## 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

**R6.4.1  
施行**

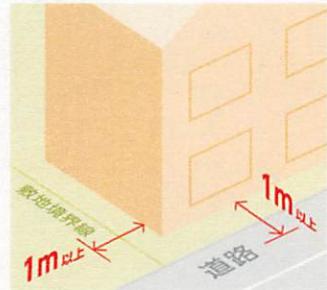
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくとも差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

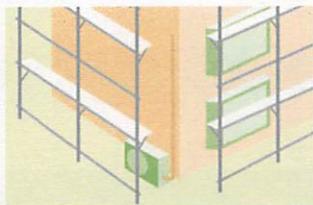
### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

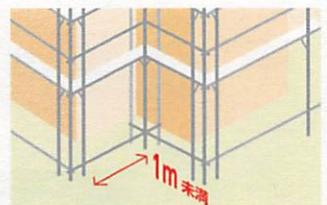


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

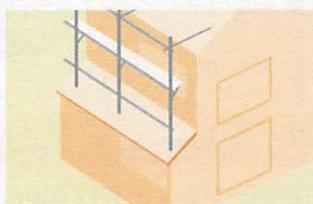
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



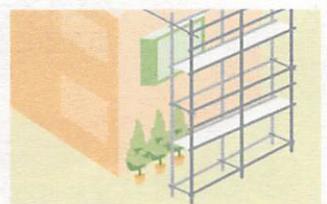
- 建築物の外縁の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



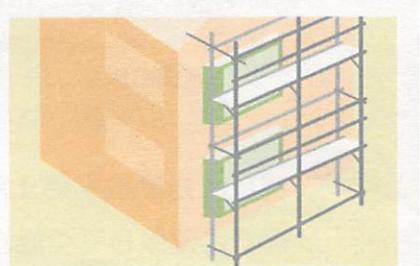
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### ＜留意点＞

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動搖や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、  
第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・ 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
  - ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
  - ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
  - ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者
- 等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の  
記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ● 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzensei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzensei.html)

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。



## ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号: 03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態にな  
なってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！

(作業前点検リスト)

年 月 日

現場名

天気 (晴・曇・雨・雪)

認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している**
- (はしごをボルトで取付けている場合) **ボルトが緩んだり腐りたりしていない**
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出していない**
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている**
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない**
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある**
- 靴は脱げにくく、滑りにくい**
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている**

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4すべり止め措置の取付その他転位を防ぐための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災害防止協会編

落災害をなくしましょう！  
も確認してください。⇒⇒⇒



はしごや脚立からの墜落  
(リードバッジ)

都労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るために、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)  
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

確認担当者名

現場名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ネジ、ピンの抜け、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメット着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱坂や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 身体を天板をまたいで作業をしない
- 在2段目以下の踏みさんを使用する  
(段目以下がよりよい)

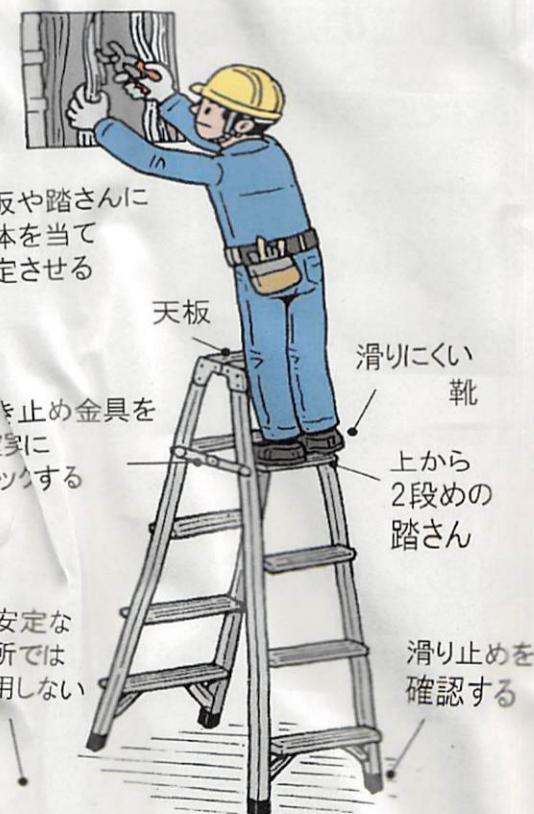
作業は頭の真上でしない

- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ 2m 以上での作業時は、墜落防止用器具の使用も必ずです！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をしましょう！」  
(リーフレット) も確認ください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局

基準監査署

# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

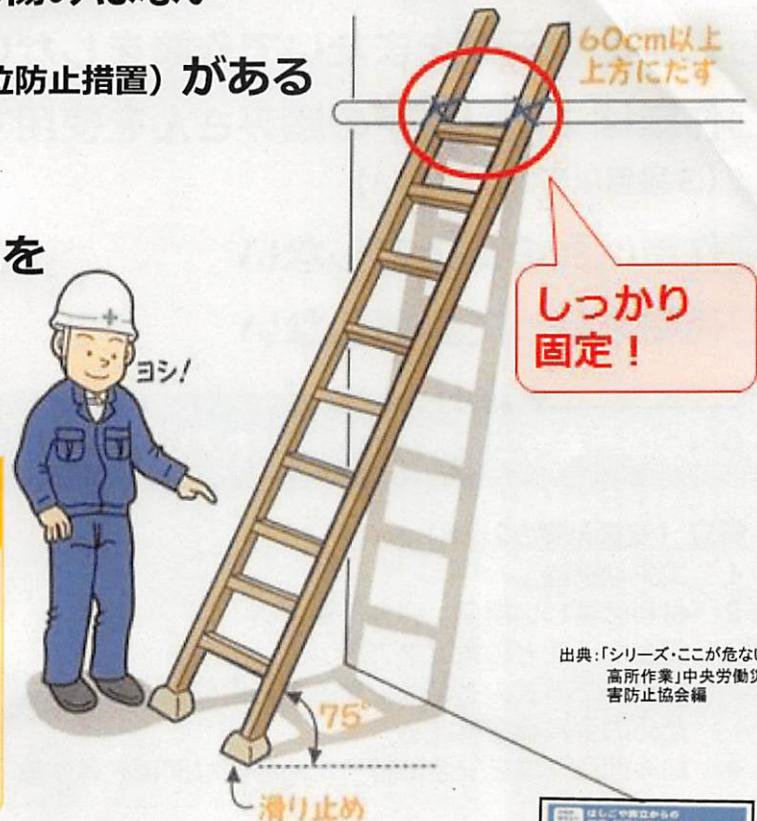
天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災害  
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になつてから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

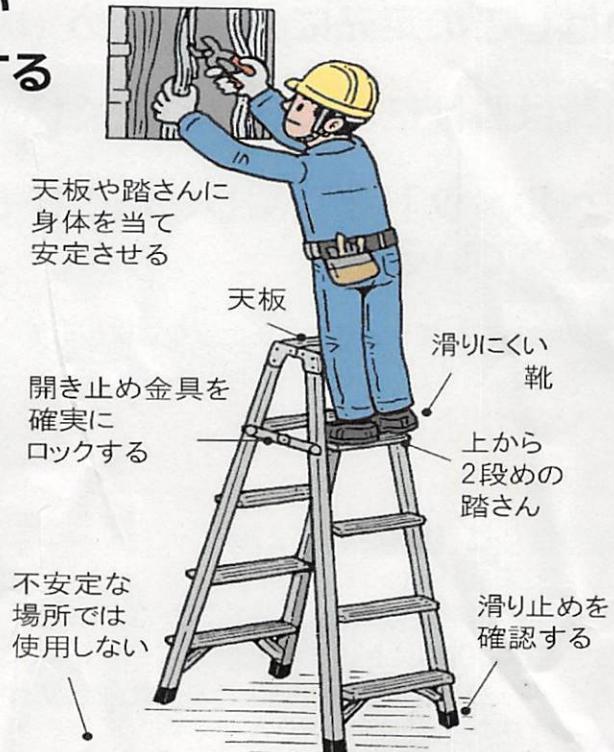
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

